

INFORMATION

TEL047-350-5311 FAX 047-350-5316

URL <http://www.tekkoo.net/urayasu>

《H23. 7. 19 No. 216》

東日本大震災による被災者に対する 健康保険の特別措置について

東日本大震災で被災した人に対して、健康保険の特別措置が講じられています。各社の従業員で、被災地である浦安市及び他の被災地にお住まいの方が対象になります。

概略は以下の通りですが、詳細及び手続き方法についてはご加入の健保組合、国民健康保険組合にお問い合わせください。

<1>一部負担金の免除

(1) 対象者

平成23年3月11日に特定被災地域(浦安市は該当)に住居を所有していた方で、住家が全半壊、全半焼した方や主たる生計維持者が死亡もしくは重篤な傷病を負った方他。(その他原発避難関係、長期避難者等も対象)

(2) 免除される窓口負担の範囲

①一部負担金 ②食事療養負担額 ③生活療養標準負担額等

(3) 申請方法

①各健保組合等に所定の方法で申請

②3月11日以降、既に支払った分の還付も受けられます。

<2>その他

被災により報酬の支払いに著しい変更、支障が出ている場合は「標準報酬月額機の機動的改定」や「健康保険料等の免除」等の制度もあります。ご加入の健保組合にお問い合わせください。